公社等外郭団体に関する指導指針について

これまでの取り組み

- ●公社等外郭団体に関する指導監督要綱 (H7.12~)
- ●公社等外郭団体の見直し基準 (H10.3~)
- ●行財政改革プラン (H16~H20) 【対象団体】県出資割合が50%以上、業務援助、県の補助金等が 財政規模の50%以上等

所管部局等による 指導監督 県関与 のあり方見直し

行革プラン期間中の取組状況

- ●団体数 1533団体→2023団体
- ●歳出削減 目標64億円→実績108億円
- ●業務援助 (15)81人→20)37人

外郭団体等を取り巻く情勢

- ●膨大な債務を抱えて破綻する3セクの出現(大阪WTC等)
- ●夕張市の財政破綻(3セクへの巨額な債務保証も要因)
- ●九州乳業、ハーモニーランドの経営悪化
- ●公益法人制度改革により、既存法人はH25までに新制度移行

外郭団体の適正な運営が、県行財政運営に大きな影響 ※中期行財政運営ビジョン→「公社等外郭団体について、県の関与の あり方などを見直す」

国の動き

- ●監査体制・点検評価の充実、情報公開・完全民営化推進 (3セク指針 H15)
- ●第3セクター等に対する補助金·委託金を抑制(地方行革指針H18)
- ●経営が著しく悪化している3セクは、改革プランを策定(3セクに) 関するガイドライン H2O)
- ●地方財政の健全化判断比率である将来負担比率について、 3セク等に対する損失補償も算入して積算(財政健全化法 H19)
- ●公益法人制度の抜本的改革(公益法人制度改革関連3法 H20)



そこで・・・・

既存の要綱・基準を踏まえつつ、新たな要請も踏まえた新指針を策定

新指針のポイント

- ●対象団体を県が出資等するすべての団体(地方独立行政法人、国所管の法人等は除く。)に拡大(62団体)
- ●団体の運営指導、県の人的・財政的関与等、指導監督のあり方全般について策定
- ●外郭団体の経営状況等を毎年、県庁HPで公表。団体自らの情報公開も促進
- ●出資比率25%以上等の指定団体(39団体)は、財務・活動指標を設けるとともに、定期的に点検評価を実施
- ●各団体の活動内容に応じた指標を設け点検評価を行うことで、指定団体自らも課題を把握・克服